

## 週休2日推進工事（建築工事）実施要領等の改定について

（技術調査課）

### 1 概要

静岡県が発注する建築工事は、対象期間全体で4週8休が確保されるよう週休2日工事を推進してきた。

令和6年4月から建設業において時間外労働の罰則付き上限規制が適用されたことや、令和7年2月に改正された品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針において、土日を休日とする週休2日工事の実施や推進が明記されたことを踏まえ、週休2日の確保に向けたより一層の取組が求められていることから、「週単位の週休2日」が確保されるよう要領を改める。

### 2 改定内容

#### (1) 完全週休2日（土日）の導入

完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日に指定するものとする。

#### (2) 発注方式

以下のいずれかの方式により発注する

##### ① 完全週休2日（土日）Ⅰ型：

受注者が対象期間開始前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

##### ② 完全週休2日（土日）Ⅱ型：

受注者が対象期間開始前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

#### (3) 労務費の補正

- ・現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数を下表のとおり改定する。
  - ・予定価格の作成は、原則として月単位の週休2日を前提として補正する。
- なお、補正内容は現場説明書等に明記する。

現行		改定		
現場閉所（現場休息）	補正係数	現場閉所（現場休息）	補正係数	
	労務費		労務費	現場管理費
月単位の週休2日	1.04	<u>完全週休2日（土日）</u>	<u>1.02</u>	<u>1.01</u>
通期の週休2日	1.02	月単位の週休2日	<u>1.02</u>	なし
対象外	なし	通期の週休2日	なし	なし
		対象外	なし	なし

### 3 適用時期

令和7年10月1日以降に設計積算するものに適用する。